

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（マイナンバー規則）の改正について

1 改正の趣旨

神奈川県では、国のマイナンバー利用事務と密接に関わる県独自の事務においてマイナンバーを利用することを目的として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例」（マイナンバー条例）を定め、平成 28 年 1 月から施行しています。番号利用法等の改正に伴い、平成 29 年 12 月にマイナンバー条例を改正し、平成 30 年 4 月 1 日からの施行を予定していますが、改正した条例には「規則で定めるもの」として詳細を規則に委任した項があることから、条例の改正に伴って規則も改正するものです。

2 条例との関係

マイナンバー規則では、条例において「規則で定めるもの」とされているものを具体的に規定します。



3 主な改正の内容（現行規則との比較は別紙の新旧対照表のとおり）

(1) 外国人生活保護事務に関する改正（別表第 3 関係）

生活保護法に準じて外国人を対象として行う保護事務のうち、保護に要する費用の返還に関する事務についても、マイナンバーを利用して児童扶養手当の支給に関する情報等を利用できるように規定する。

(2) 特別支援学校等への就学必要経費の支弁に関する事務の改正（第 5 条、別表第 4 の 5 の項及び別表第 5 の追加）

教育委員会で実施する特別支援学校等への就学必要経費の支弁に関する事務において、知事部局から生活保護関係情報を受け取ることができるように規定する。

(3) その他の改正

条例における用語及び表の構成の改正に伴い、規則についても同様の改正を行う。

4 施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日